# 地域包括支援センター(ケア24)の令和4年度事業に係る事業評価と今後の区の取組について

地域包括支援センター (ケア 24) の事業の質の向上を図るため、介護保険法第 115 条の 46 第 4 項及び第 9 項に基づき、令和 4 年度事業に係る地域包括支援センターケア 24 (以下、「ケア 24」という。) の事業評価を行いましたので、その結果をご報告いたします。

### 1 評価方法

令和3年度末にケア24センター長会にて、令和4年度の杉並区「ケア24事業評価表」による事業評価の考え方について説明を行いました。令和5年5月に、20所の全ケア24を複数の職員で実地指導するとともにヒアリングを行い、各ケア24の自己評価も参考にしながら評価を行いました。

# 2 評価結果

## (1) 評価点について

評価点は基礎点を100点とし、加点・減点がある場合は、それぞれ20点を限度に基礎点を増減する配点としました。加点は、地域特性に応じた優れた取組を評価対象とし、減点については、改善が見られず2年にわたり基礎点の減点が続く項目があった5所(人員配置:ケア24上井草、南荻窪、和田、浜田山、方南。権利擁護:ケア24方南)を対象としました。

令和4年度の全ケア24の平均は100.6点で、令和3年度の評価(平均点96.7点)と比較し、3.9点の増となりました。評価点基準としては「優良」16所、「良好」4所、「普通」0所という結果となり、総合評価点では、ケア24全体で、区が求める水準以上(区水準:平均100点)の運営がされています。

平均点向上の要因ですが、生活支援体制整備や介護予防ケアマネジメント、地域づくり ネットワーク事業の進展による加点が大きな理由です。主な減点は、主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)の人材不足の進行による職員配置の不足や必要書類の提出遅れな どによる項目のみでした。

また、令和3年度評価で、評価が「普通」であったケア24方南は、地域づくりネットワーク及び生活支援体制整備で2年にわたり基礎点の減点が続く項目を改善したことにより、評価が「良好」となりました。

※ 参考:95点以上「優良」、94~80点「良好」、79~60点「普通」、 59~50点「やや不良」、49点以下「不良」 (杉並区「モニタリングのガイドライン」による評価点基準)

#### (2) 各取組項目について

### <1. 組織運営体制等>

事業計画の策定にあたり、ケア 24 阿佐谷と松ノ木は地域の高齢者人口と住民の特性を 把握したうえでキャッチフレーズを定めて職員全員で計画を作成するなど、非常に良い 取組がみられました。

一方、主任ケアマネジャーの雇用困難な状況が進行しており、評価に影響しました。 職員配置については、ケア 24 和田が通算 5 か月、方南が 11 か月、常勤 3 職種 5 名を確保できず、ケア 24 上井草 1 か月、浜田山通算 4 か月、方南が 11 か月、介護予防支援にあたる職員を確保できていない期間がありました。

個人情報の管理について事故は無く、区民からの大きな苦情もありませんでした。

# <2. 高齢者の総合相談支援>

総合相談支援については、地域包括支援ネットワークの構築、総合相談支援、家族介護者への支援の3領域12点満点となっています。全てのケア24が、毎日のミーティングや所内検討会を行い、相談に関する情報共有や支援方針の確認などをしています。

近年増加している障害高齢者や若年性認知症、経済的困窮など複合的な課題のある相談に必要な研修を受講し、スキルアップを図るとともに、各関係機関と良く連携をとり対応しています。

ケア 24 の事業基盤となるネットワーク構築の取組(地域の社会資源の把握、マップ作製、地域のサロン・関係機関との連絡会開催など)は、全てのケア 24 が行えるようになりました。総合相談の個別対応と地域づくりのバランス配分に努めながら、個別ケースを地域のサロンや自主グループ活動につなげることにより、高齢者を支える取組を進めることが出来ています。ケア 24 善福寺では、地域の大学と協働してゼミナールの学生がサロンを訪問し、地域のマップ作りに参加するなど、新たな活動が広がりを見せていることから加点としました。

#### <3. 権利擁護>

全てのケア 24 が区の作成した「高齢者虐待対応マニュアル」に沿って対応を行っています。虐待通報や虐待が疑われる家庭について「在宅医療・生活支援センター(高齢者虐待の相談窓口)」と連携しながら支援を行っています。ケア 24 方南では帳票類の提出の遅れが 2 年続いたため減点としました。

# <4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援>

地域の主任ケアマネジャー・ケアマネジャーが事業所の閉鎖や退職などで減少するなか、全てのケア 24 において、ケアマネジャー連絡会、事例検討会、ケアプラン点検などに努めました。

#### <5. 地域ケア会議>

全てのケア 24 において、オンライン会議も併用しながら実施していました。地域ケア個別会議6回以上を満たしていないケア 24 は3所(荻窪、南荻窪、方南)あり、ケア 24 方南については、令和3年度のケア 24 南荻窪と同様に地域ケア推進会議と合わせて7回以上会議を開催していたため、基礎点の減点はしませんでした。基礎点を減点したケア 24 荻窪と南荻窪については、会議予定の支援対象本人の入院による急遽中止が主な理由

でした。ケア 24 上荻においては、地域ケア推進会議を実施できていないことから基礎点 の減点としました。

# <6. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援>

短期集中予防サービスの活用は年々上昇しています。ケア 24 下井草と松ノ木においては短期集中予防支援サービス修了者が利用できる、自主的な介護予防グループ育成をして地域の活動を広げていることから加点しました。ケア 24 梅里では、区の「安心おたっしゃ訪問」で把握した高齢者を短期集中予防サービスにつなげるなど、新たな工夫を行っていました。

ケア 24 方南は、昨年度評価では短期集中サービスの活用件数が少なく、積極的な取組が不十分であることから減点しましたが、令和 4 年度は短期集中サービスの活用に改善がみられました。

# <7. 事業間連携(社会保障充実分)>

全てのケア 24 で地域の実情に合わせた、在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援、生活支援体制整備事業を実施していました。認知症高齢者支援では、チームオレンジを 8 チーム(うち令和 4 年度新規件数は 4 チーム)育成するなど、認知症を支える地域づくりを進行させる機運が上昇しています。ケア 24 松ノ木は、若年認知症の当事者と家族の集まりを新規に立ち上げることができたため加点としました。

生活支援体制整備については、区全体で取り組んだ成果が実りつつあり減点がなくなりました。ケア 24 上井草では第2層協議体に高校生を加えるなど多様性のある取組を東京ホームタウンプロジェクトに活動報告をしています。ケア 24 阿佐谷では5つの第2層協議体を圏域ごとに設置して事業を進行するなど、地域での情報共有の広がり、課題解決への取組などがみられたことにより、それぞれ加点としました。

#### 3 今後に向けての区の取組

#### <1. 組織運営体制等>

主任ケアケアマネジャーの不足は深刻な状況でありますが、区は、職員間の協力体制や人材育成、業務の進め方の工夫について継続的に努力することといたします。また、国の第9期介護保険事業計画の方針において、人員基準の緩和の可能性についても示されているため、その点を踏まえて次年度の評価指標の見直しを検討していきます。

個人情報の取り扱い、事故や苦情への対応についても、振り返りや研修を実施し、再 発防止や接遇の向上に努めます。

# <2. 高齢者の総合相談支援>

総合相談については、今後、高齢障害者や単身高齢者への支援、若年性認知症相談などの、複合的な課題への相談支援が一層期待されるため、個別相談の質を高めていく必要があります。区は、区主催研修を高齢障害者やヤングケアラーなどの時宜に応じたテーマで行い、各人のスキルアップを図るとともに、センター長会などで職員の力量を底上げして

いくための検討や専門家のアドバイスを受ける場を設定していきます。

## <3. 権利擁護>

引き続き、区とケア 24 が協力し合いながら、迅速に高齢者虐待や高度困難事例の処遇 方針を検討し、対応していきます。

# <4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援>

主任ケアマネジャー・ケアマネジャー不足は区内でも大きな課題となっているため、地域のケアマネジャーネットワークの連携強化をすることにより、包括的・継続的ケアマネジメントの支援に注力する必要があります。区はケアマネジャー支援に積極的に取り組んでいる事例をケア 24 間に広げることにより、自立支援に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントへの支援を行っていきます。

### <5. 地域ケア会議>

地域ケア会議においては、地域包括ケア推進員連絡会のテーマ別取組において、良い取組の全体共有を行い会議の質を高めることができるよう、区も参加し助言していくこととします。

# <6. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援>

ケア 24 委託事業者を対象とした介護予防ケアマネジメント支援会議内の研修や、ケア 24 の介護予防支援計画立案支援を目的としたリハビリテーション専門職同行訪問により、 短期集中サービスの利用促進及び介護予防ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

### <7. 事業間連携(社会保障充実分)>

在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援、生活支援体制整備について、区は、地域包括 ケア推進員連絡会を活用し、関係機関と連携を取りながらケア 24 とともに事業の推進を 図っていきます。

認知症対策については、昨年度、区が協定を締結した認知症介護研究・研修東京センターの協力により、キャラバンメイトフォローアップ講座をはじめとした研修講師派遣を行うほか、地域包括ケア推進員連絡会での認知症施策検討において、実践的な助言を取り入れることにより、ケア 24 の活動を推進するようにしていきます。

また、生活支援体制整備については、良い取組を継続して進行させるために、区は第1層生活支援コーディネーターと第2層協議体の運営状況を確認の上、課題の把握、整理をし、取組を円滑に進めることができるよう支援していきます。